

白河市企業立地奨励金制度

白河市では、誘致企業の皆様の初期投資等を軽減するために、市独自の奨励金制度を整備しています。

【共通適用条件】

< 指定区域 >

1. 工場等投下固定資産総額 5千万円以上
2. 工場等用地取得又は借地面積1,000㎡以上
3. 建築延床面積200㎡以上
4. 工場等用地取得又は借地後3年以内に工場等の建設に着手
5. 本市との間に工場等立地に関する協定(これに準ずるもの含む)の締結

< 指定区域外 >

1. 福島県工業開発条例に基づく新設の届出対象企業(製造業)
2. 指定区域内の1～5と同じ

立地奨励金

- ▶ 工場など新設又は増設に係る土地・家屋・償却資産に対する固定資産税相当額を交付

(指定区域内：期間5年間、総額5億円)
(指定区域外：期間3年間、総額3億円)

雇用促進奨励金

- ▶ 操業・営業開始時の常時雇用従業員数、製造業10人以上・その他の業種5人以上で、引き続き、1年以上雇用の従業員数に応じて奨励金を交付

- ◆ 市内居住：10万円/人
- ◆ 市外居住：5万円/人

< 限度額 >

指定区域内：1千万円、指定区域外：5百万円

環境整備奨励金

- ▶ 操業・営業開始までに実施した緑化・緑地整備事業に要した費用の1/2以内を交付

< 限度額 >

指定区域内：1千万円、指定区域外：5百万円